

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月13日

【会社名】 株式会社C R I ・ミドルウェア

【英訳名】 CRI Middleware Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 押見 正雄

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階

【電話番号】 03-6418-7083

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 田中 克己

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル 9階

【電話番号】 03-6418-7083

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 田中 克己

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 310,000,000円
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 340,000,000円
第4回新株予約権 2,664,480円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
230,170,080円

（注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたしません。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年11月12日付で提出いたしました有価証券届出書について、平成27年11月13日付で臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照情報に追加し、必要な修正をするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報
第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）平成26年12月17日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第2四半期（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）平成27年5月11日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年12月18日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく臨時報告書を平成27年4月10日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書を平成27年11月12日に、関東財務局長に提出

（訂正後）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）平成26年12月17日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第2四半期（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）平成27年5月11日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年12月18日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく臨時報告書を平成27年4月10日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書を平成27年11月12日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく臨時報告書を平成27年11月13日に、関東財務局長に提出